

岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第3号

岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例

岩手県議会情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「公文書」とは、議会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第18項</u>の規定により議会に附置した議会図書室において、調査研究用の資料として特別の管理がされているもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「公文書」とは、議会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第19項</u>の規定により議会に附置した議会図書室において、調査研究用の資料として特別の管理がされているもの</p>
2	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 議会、議会以外の県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 議会、議会以外の県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務</p>

<p>又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア～エ [略] オ <u>県、国</u>若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (7) [略]</p>	<p>又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア～エ [略] オ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (7) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。